

新しい「食育推進基本計画」骨子（案）について

参考資料2

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に現行の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度まで

新しい計画の概要（現行計画との主な違い）

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ◇ 一人の国民が自ら食育に関する取組が実践ができるように、世代区分等に応じた具体的な取組を情報提供(「食育ガイド」(仮称)を平成23年度中公表を目標に食育担当大臣が作成)
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ◇ 内臓脂防症候群(メタボリックシンドローム)→強く疑われる者+予備群
男性約2人に1人、女性約5人に1人(*40歳~74歳)
 - ◇ 糖尿病→強く疑われる人(含患者)890万人+可能性が否定できない人1,320万人=約2,210万人
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
 - ◇ 特に家族との「共食」が重要→学校、保育所等、地域社会が連携して推進

△内閣答申(下線部は新規部分)

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》71.7%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 《現状値》朝食+夕食=週平均9.2回⇒《目標値》10.2回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20~30歳代男性28.7%
⇒《目標値》子ども0%、20~30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒《目標値》60%以上
- (6)内臓脂防症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 《現状値》調査中⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》調査中⇒《目標値》80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》《目標値》(検討中)
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》55.6%⇒《目標値》90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》39.5%⇒《目標値》100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進(過度の痩身や肥満が心身に及ぼす影響等必要な知識を普及するとともに、「食物アレルギー等食に関する問題を有する子どもに対して、相談指導などの取組を推進」の記述を追加) 3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加)
4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持・再生」の記述を追加) 6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加) 3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

次期「食育推進基本計画」今後の検討スケジュール(案)

内閣府食育推進室

<参考>食育推進評価専門委員会（第2期：平成21年8月～）のこれまでの審議等

| | |
|-----------------|--|
| 平成21年10月27日 | ・第1回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：食育推進の現状についての説明等) *福島内閣府特命担当大臣御出席 |
| 平成21年12月3日 | ・第2回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：食を通じた地域力アップ) |
| 平成22年1月29日 | ・第3回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：若く世代の食生活改善) |
| 平成22年3月30日 | ・次期食育推進基本計画検討に関する有識者との懇談 (テーマ：成果と課題の整理等) *福島内閣府特命担当大臣及び大島内閣府副大臣 +委員会座長等 |
| 平成22年4月26日 | ・第4回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：次期計画策定のための議論①) *コンセプト審議等 *大島内閣府副大臣御出席 |
| (参考) 平成22年6月 | 「食育月間」、「食育推進全国大会」(佐賀県 6/12、13) |
| 平成22年7月29日 | ・第5回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：次期計画策定のための議論②) *骨子案作成のための審議等 |
| 平成22年12月6日 | ・次期食育推進基本計画検討に関する有識者との懇談 (テーマ：次期計画骨子案) *岡崎内閣府特命担当大臣及び末松内閣府副大臣 +委員会座長等 |

○ 今後の検討スケジュール(案)

| | |
|----------------|---|
| 平成22年12月21日 | ・第6回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：次期計画骨子案審議) *政務二役御出席(予定) |
| 平成22年12月～23年1月 | ・内閣部門会議(次期計画骨子案) |
| 平成23年1月 | ・第3回 食育推進会議(次期計画骨子決定)*持ち回り |
| 平成23年1月～2月 | ・骨子に対する一般国民からの意見募集(パブリックコメント) |
| 平成23年2月下旬 | ・第7回 食育推進評価専門委員会 (テーマ：次期食育推進基本計画(案)審議) *政務二役御出席(予定) |
| 平成23年3月下旬 | ・第4回 食育推進会議(次期食育推進基本計画決定) |